

社会福祉法人 鹿児島福祉会

役員及び評議員、第三者委員、評議員選任解任委員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人鹿児島福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員、第三者委員、評議員選任解任委員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(役員等の範囲)

第3条 報酬等の支給をおこなう役員等は次のとおりにする。

- (1) 評議員
 - (2) 理事、ただし法人と雇用契約を結んでいない者（以下「外部理事」という。）
 - (3) 監事
 - (4) 第三者委員及び評議員選任解任委員
- 2 役員等で法人と雇用契約を結んでいる者（以下「内部理事」という。）は、法人の給与規定に従い職員としての報酬(給与)を支払うので、この基準の対象とはならない。

(報酬支給の範囲)

第4条 役員等が、次の会議に出席する場合に報酬を支給する。

- (1) 評議員については評議員会
- (2) 外部理事については理事会・評議員会
- (3) 監事については監事監査・理事会・評議員会
- (4) 第三者委員及び評議員選任解任委員についてはそれぞれの委員会
- (5) 役員等が、その任を実行するに当たって理事長が必要と判断した会議・研修会等及び書面決議への参加

(報酬等の額の算定方法)

第5条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の役員等の報酬は、会合等が半日程度（5時間未満）の場合は出席者に対して1

回あたり 5,000 円、会合等が 1 日程度（5 時間以上）の場合は出席者に対して 1 回あたり 10,000 円を支給するものとする。

- 3 この法人の全理事の報酬総額は、年間 15 万円以内とする。
- 4 この法人の全監事の報酬総額は、年間 20 万円以内とする。
- 5 年間総報酬額の残高が出席者全員に規定の額を支給することが困難な場合は、年間総額の残高を出席者全員で按分した額を支給するものとする。

（費用弁償）

第 6 条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

（支給の方法）

第 7 条 役員及び評議員の報酬等は、必要の都度現金にて支払う。

- 2 報酬の支払い額は源泉所得税を控除した額を支払う。

（公表）

第 8 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（細則）

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

附則

この規程は令和 4 年 1 月 11 日から施行する。